

暴力団のいない安心・安全なまち大分を目指して

大分市

平成23年
10月1日施行

暴力団排除条例



3つの「しない」

を实践し、暴力団排除に社会一丸で取り組もう!!



暴力団を
利用しない



暴力団に
協力しない



暴力団と
交際しない

「大分市暴力団排除条例」は、大分市から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な市民生活を確保して、大分市における社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団の排除に関して、基本的な理念を定めて、大分市と大分市民及び事業者の役割を明らかにするものです。

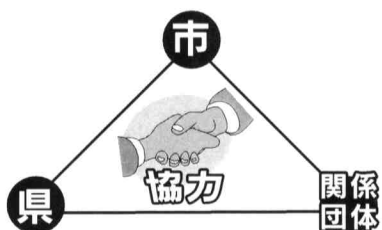
基本理念

暴力団の排除は、市民及び事業者が、暴力団が社会に悪影響を与える反社会的団体であることを認識したうえで、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際をしないことを基本として、市、市民及び事業者が互いに連携し、協力して推進されなければなりません。

大分市暴力団排除条例の主な内容

市の役割

市は、県や関係団体と連携し、暴力団排除に関する施策を推進するとともに、暴力団排除に資する情報を、県に提供します。



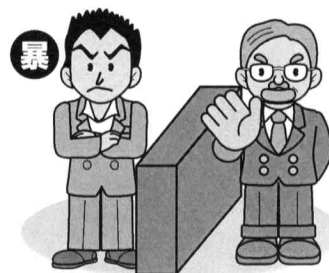
市民等の役割

市民及び事業者は、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴力団排除に資する情報を、市に提供するよう努めます。



市の事務、事業における措置

公共工事をはじめ、市の様々な事務事業が暴力団の利益とならないよう措置を講じます。



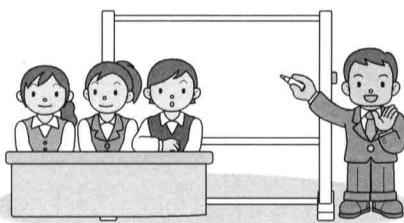
公の施設における措置

公の施設の利用が、暴力団の利益とならないよう、管理者は利用を制限できるようにします。



市民及び事業者に対する支援

市民及び事業者に対して、暴力団排除活動のための情報提供や必要な支援を行います。



青少年に対する教育

市立中学校において、生徒が暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、教育が行われるよう適切な措置を講じます。



大分市暴力団排除条例に関するお問い合わせ

大分市市民部
市民協働推進課 生活安全推進室
電話番号 097-537-5997
F A X 097-536-4605

暴力団に関する相談窓口

大分県警察本部 組織犯罪対策課 097-537-3110
暴力追放大分県民会議 097-538-4704
大分中央警察署 097-533-2131
大分東警察署 097-527-2131
大分南警察署 097-542-2131